

## 障害者の方が就職 事業者の方が障害者の方を雇用 するためのセミナー等

### 障害者就業面接会

ハローワーク

障害者に対しては、より多くの事業者との情報交換の場を提供し、企業等に対しては障害者の積極的な雇用促進を図ることを目的とし、青森、八戸、弘前で開催しています。

### 事業所見学会

青森県

障害者を雇用している優良事業所の見学会を開催し、事業所の担当者との意見交換等を通じて、障害者雇用の理解を高めます。

### 障害者雇用優良事業所等表彰

青森県

障害者を積極的に多数雇用した事業所、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人及び長年にわたり積極的雇用に努めてきた障害者に対し表彰を行っています。

### 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

(国)高・障・求職指導課 高年齢・障害者職業課

障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格を認定する講習を実施しています。なお、障害者を5人以上雇用する事業所については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられています。

### 雇入れ、雇管理等に際する専門的な相談・助言

青森障害者職業センター

障害のある方の雇入れや雇管理について具体的な助言や提案（案件や制度の情報提供、社員研修、職務創造、受入体制整備のためのジョブコーチ支援等）を行います。

### ◆障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体等は、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率2.0%～2.3%）以上になるよう義務づけている制度です。（なお精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用障害者数の算定対象に加える事が出来ます。）

### ◆障害者雇用納付金制度とは…

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金の支給、各種助成金の支給を行う制度です。

平成27年4月  
「改正障害者雇用納付金制度」スタート！  
⇒平成28年4月 申請開始！！

○常時雇用している労働者数が100人を  
超え200人以下の中小企業事業主の  
皆様も納付金の申告が必要となります。  
※詳しくは、(国)高・障・求職指導課 高年齢・障害者職業課へ

## 障害者雇用に関する支援機関一覧

公共職業安定所(ハローワーク) 就職を希望する障害者に対する職業相談・職場紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業者に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森公共職業安定所	030-0822	青森市中央2丁目10-10	017-776-1561	017-777-4937
八戸公共職業安定所	031-0071	八戸市深堀4丁目7-120	0176-22-8609	0176-43-6587
弘前公共職業安定所	036-8502	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8809	0172-34-0937
つがる公共職業安定所	035-0063	つがる市松崎10-3	0176-22-1331	0176-23-4716
陸奥形勢公共職業安定所	039-3126	陸奥市大字陸奥12-1	0176-54-8509	0176-54-6274
五戸川原公共職業安定所	037-0067	五戸川原市豊島町37-6	0175-94-3171	0172-34-7413
三戸公共職業安定所	033-0031	三戸市駅前3-1-22	0176-53-4178	0176-52-5311
十和田市職業安定所	034-0062	十和田市西二番町14-12	0176-23-6381	0176-24-2172
黒石公共職業安定所	036-0385	黒石市黒野2丁目214	0172-53-8609	0172-53-1769

### 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部

障害のある方（障害者手帳の有無は問いません）や事業者、就労支援を行っている関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する様々なサービスを提供しています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610

### 都道府県支部 青森県支部

高年齢者等及び障害者の雇用に関する相談・奨励、助成金の支給申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、障害者雇用に関する講習・情報提供、発達障害等の業務実習等の実施を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
高齢・障害者支援課	030-0822	青森市中央3-20-2	017-721-2125	017-721-2127

### 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える困難に応じた、雇用・福祉及び教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業支援相談員や生活支援相談員が協力して、就業及び生活面の一時的な支援を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森県チャレンジサポート就業・生活支援センター	030-0944	青森市緑川1-1-1	017-710-3504	017-710-3534
津軽障害者就業・生活支援センター	036-1321	弘前市黒崎字黒崎184-1	0172-82-4624	0172-82-6730
陸奥形勢就業・生活支援センター	031-0041	八戸市北三日町18	0176-44-0201	0176-44-0201
陸奥形勢就業・生活支援センター	036-2818	つがる市南田町田月町473-2	0173-26-4242	0173-26-4243
障害者就業・生活支援センター	033-0062	三戸市本町1-62-9	0176-27-6738	0176-27-0411
障がい者就業・生活支援センター	035-0076	むつ市黒野2-2	0175-31-1020	0175-31-1021

### 障害者職業能力開発校

障害者の雇用の促進を図るための職業能力開発を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森県立障害者職業訓練校	036-8263	弘前市緑ヶ丘1-9-1	0172-36-6882	0172-36-7255

### 職業能力開発校

就職を希望されている障害のある方を支援するため、専修学校、各種学校等の教育訓練機関を活用して、再就職に役立つ知識習得を図る公共職業訓練（委託訓練）を実施しています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森県立青森高等技術専門学校	030-0122	青森市野尻字野尻43-1	017-738-6727・9069	017-738-6704
青森県立弘前高等技術専門学校	036-8263	弘前市緑ヶ丘1丁目9-1	0172-32-6805・2713	0172-35-5104
青森県立八戸女子専門学校	036-2246	八戸市南郷町市場町4丁目5-30	0176-28-6811	0176-25-6815
青森県立むつ高等技術専門学校	036-0082	むつ市黒野31-1	0176-24-1234	0176-24-1280

### 発達障害者支援センター

発達障害者(自)とその家族を対象に発達、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、さまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森県発達障害者支援センター「ステップ」	030-0822	青森市中央3-20-30	017-777-8201	017-777-8202
青森県発達障害者支援センター「むかば」	031-0038	五戸川原市中央4丁目9	0173-25-6224	0173-26-6255
青森県発達障害者支援センター「Doors」	031-0814	八戸市大字中野中1-2	0176-51-8181	0176-51-8182

### 雇用相談・支援センター

雇用者がある様々なニーズに対応した相談支援を行っています。

支庁別名称	電話番号	住所	電話	FAX
青森県雇用相談・支援センター	036-1331	青森市渡辺町南子字野155	0172-82-5514	0172-82-5514

ご不明な点は、青森県障工労働部労働・能力開発課へ——〒030-8570 青森市青森1丁目1-1 電話 017-734-9358 FAX 017-734-8117



# 障害者の 就労・雇用 支援ガイド

青森県 労政・能力開発課

## 障害者の就労・雇用支援のためのメニュー ◆印は事業主の方も支援を受けることができるメニューです。

### 就職・雇用に向けての相談

相談窓口

- 職業相談・求職求人登録・職業紹介**  
求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。専門的な支援が必要な方には、地域障害者就業センターをご紹介します。(雇用にあたって様々な資格、求職者の履歴を提出します。)
- 就労に関する様々な相談支援**  
ニーズや得意なこと、職業訓練や職場実習のあっせん、求職活動への移行、生活面の支援など様々な相談に応じます。(費用にあたって様々な種類の相談に応じます。)
- 職業相談・職業評価・就労に関する支援**  
就職や職業生活の状況、得意な分野への開拓や資格取得、就職や職業に向けた計画を支援します。必要に応じて、職業訓練支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援を行います。

相談先: ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、青森障害者職業センター

---

### 離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

相談窓口

- 今の職場での仕事になじめないので転職したい
- 仕事を辞めてしまったが、再就職したい
- 企業で働いていたが解雇された
- 就職したくても就労移行支援事業で利用したが、一般就労は難しかった
- 就職したくても生活活動の機会を確保することが難しくなった

支援メニュー:

- 職業相談、職業紹介、雇用保険の給付**  
転職を希望してハローワークに求職申込みを行うと、求職登録されます。希望に応じて、職業紹介を行います。また、失業した場合、失業認定の手続き等を行い、雇用保険による基本手当等の給付されます。
- 再就職を目指す場合、「就職・雇用に向けての相談」「就職・雇用に向けての支援」のメニューが利用できます。**
- 就労継続支援事業(A型)**  
雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に對し一般就労への移行に向けた支援を行います。
- 就労継続支援事業(B型)**  
就労や生活活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。

相談先: ハローワーク、就労継続A型支援事業者、就労継続B型支援事業者

### 障害者への就職・雇用に向けての支援

相談窓口

- 就職準備支援**  
作業体験や講習を行うことで、基本的な作業習慣の体得、作業遂行力、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、職場での配慮事項等を整理します。(利用期間: 概ね2～3週間)
- 就労支援移行事業**  
一般就労等への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、企業における実習、適性合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います(利用期間: 2年以内)。
- 公共職業訓練**  
障害者職業能力開発校のほか、一般の公共職業能力開発校において、専門の訓練コースの設置やリハビリ化を推進することにより、公共職業訓練を実施しています。
- 障害者の懸念に応じた多様な委託訓練**  
企業、社会福祉法人、NPO法人、民間障害者訓練所等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施しています(訓練期間: 5か月以内)。本人には、訓練手当等、事業所へは訓練費(月60,000円)が支給されます。
- 障害者短期職場実習**  
障害者の雇用機会のない事業所または障害者法定雇用率を達成する事業所において、障害者の短期の職場実習(3日～10日)を実施します。事業所への実習費(日1,800円)、保険、賠償責任保険料が支給されます。
- 職場適応訓練**  
事業所において実習の期間を行い、その職場環境に適合するための訓練です(訓練期間: 8か月以内(中小企業と重度障害者は1年以内))。本人には訓練手当、事業所へは実習費(月24,000円～25,000円)が支給されます。
- 障害者トライアル雇用事業**  
企業が障害者を一先期(原則3か月)試行的に雇用するとともに、その適正や業務遂行可能性を互いの、事業主と障害者のあつた相談の場を設け、その後の継続雇用を目指します。事業主への奨励金(月40,000円)が支給されます。

相談先: 青森障害者職業センター、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、青森県立障害者職業訓練校、青森県、青森県障害者就業・生活支援センター、高専技術専門学校

---

### 職場定着による支援

相談窓口

**就労**

- 就労面と生活面の一体的な支援**  
障害者就業・生活支援センターの窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。
- ジョブコーチ支援**  
障害のある方がスムーズに職場に定着できるようにジョブコーチが職場を訪問し、障害者を雇った企業を行うことで、障害のある方と事業主の橋渡しをします(ジョブコーチは地域障害者職業センターのほか、厚生労働省における職場適応援助活動推進体制の認定を受けた支援機関にも委託されています)。

相談先: 障害者就業・生活支援センター

**採用**

- 雇入れ、雇用管理等に関する専門的な相談・助言**  
障害のある方の雇入れや雇用管理について具体的な助言や質問(事例や制度の提供、社員研修、就業退出、受入体制整備のためのジョブコーチ支援やリワーク支援等)を行います。
- リワーク支援**  
主治医や事業主と連携しながら、休職者に対して、スムーズな復職に向けた各各種プログラムを奨励するとともに、事業主に対して、復職に向けた受入準備の支援を行います。

相談先: 青森障害者職業センター

※各相談窓口は、裏面の「障害者雇用に関する支援機関一覧」をご参照ください。

## 事業主の方への支援メニュー

相談窓口

- 求人受理、職業紹介(仕事と障害者とのマッチング)**  
求人の申込みを受領し、求人企業に対してできる限り希望に合った障害者を紹介するように努めます。
- 障害者トライアル雇用事業(再掲)**  
障害のある方1人につき、1か月4万円(雇用期間を初めて雇用する場合のみ)の奨励金が支給されます。精神障害者・発達障害者について雇用期間を20日間未満の短時間で終了する場合は、最長12月までの間、1人につき、1ヶ月2万円の奨励金が支給されます。
- 障害者短期職場実習(再掲)**  
障害のある方1人につき、日1,800円、保険、賠償責任保険料が支給されます。
- 雇入れ、雇用管理等に関する専門的な相談・助言(再掲)**  
障害のある方の雇入れや雇用管理について具体的な助言や質問(事例や制度の提供、社員研修、就業退出、受入体制整備のためのジョブコーチ支援やリワーク支援等)を行います。
- 特定求職者雇用開発助成金**  
ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に、支払った奨励金と相当する額の一先期を一定期間(支給総額30万円～240万円)戻金します。
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金**  
ハローワーク等の紹介により発達障害者または難治性疾患患者を雇用し、配慮事項等について経営する事業主に一定期間支給されます。(支給総額50～135万円)
- 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)**  
障害者雇用開始の経歴のない中小企業において、初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成した場合に120万円が支給されます。
- 中小企業障害者多数雇用施設設置奨励金**  
障害者を多数雇用し、中小企業の事業所の施設設置・整備に要した費用の一部を助成します。
- 障害者職場復帰支援助成金**  
職場復帰に必要な支援を行い、中途退業者を職場復帰させる事業主に対して助成(対象労働者1人あたり1万円15千円以下)します。
- 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金**  
事業主が障害のある方を雇用するために職場の施設・設備の改善又は設備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します。
- 障害者雇用に係る税制上の優遇措置**  
障害のある方を雇用する事業所には、様々な税制上の優遇措置があります。

相談先: ハローワーク、青森県、障害者就業・生活支援センター、青森障害者職業センター、青森労働局、ハローワーク、(社)高・障・才機構青森支部、高専・障害者就業支援、税務署等

---

※1 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金等  
障害者雇用納付金制度に基づく助成金は下記のものがあります。  
詳しくは(社)高・障・才機構青森支部 高専・障害者就業支援 にお問い合わせください。

- 障害者作業施設設置助成金**  
障害者が作業を見学し、作業を容易に行う事ができるよう配慮された作業施設・作業設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の新設設備の設置、整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。
- 障害者福祉施設設置助成金**  
障害者が利用できるよう配慮された研修施設、給食施設、夜間生活相談等の関係施設等の設置、整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。
- 障害者介助助成金**  
障害者の障害の程度や状況に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の雇用を奨励する場合に、その費用の一部を助成します。
- 重度障害者等選抜助成金**  
障害者の選抜を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。